

計画（最終案）の概要一覧

令和7年3月
子ども・福祉部

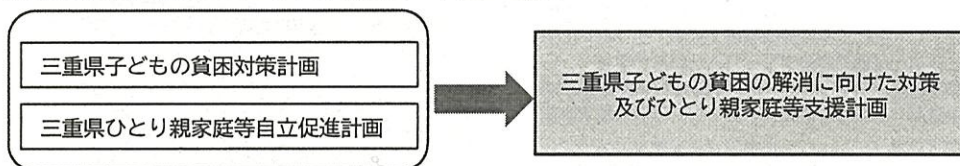
目 次

1	「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」 （最終案）	1
2	「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）	2
3	「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（最終案）	3
4	「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（最終案）	4
5	「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援 のための基本計画」（最終案）	5
6	「第二期三重県地域福祉支援計画」（最終案）	6
7	「第二期三重県再犯防止推進計画」（最終案）	8
8	「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）	10

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」(最終案)の概要

計画策定の基本的な考え方

○子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、計画を一本化して策定



○計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

○子どもの貧困のとりえ

子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況＝子どもの貧困

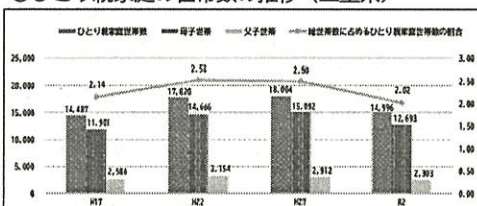
子どもの貧困及びひとり親家庭の現状

○子どもの貧困率（全国値）



令和3年の子どもの貧困率は11.5%と、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分に満たない状況

○ひとり親家庭の世帯数の推移（三重県）

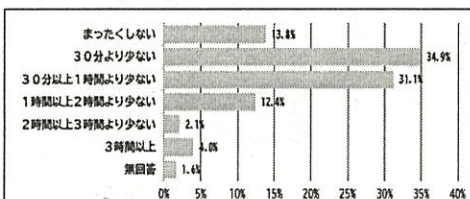


ひとり親家庭の世帯数は、令和2年では14,996世帯となっており、平成27年から約17%減少

実態調査

県内の貧困家庭及びひとり親家庭における生活実態を把握し、効果的な支援につなげるため、当事者へのアンケート調査や、聴取調査を実施

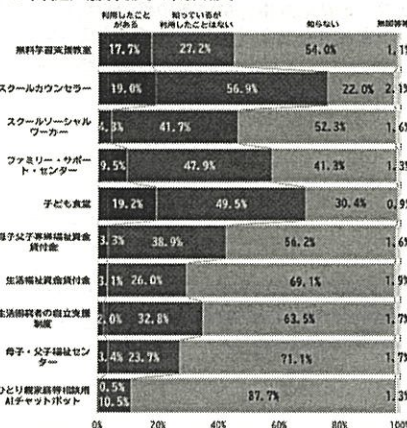
○平日の授業以外の勉強時間



1時間未満と回答した子どもが約8割となるなど、全体的に勉強時間が少ない

「知らない」と答えた方が多く、特に、「母子・父子福祉センター」（71.1%）、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」（87.7%）など、ひとり親家庭への支援について「知らない」と答えた割合が多い

○各種支援制度の認知度



めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします

取組の視点

1. 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
2. 支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備
3. 市町における支援体制の充実
4. 学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
5. ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

具体的取組と計画目標

支援の柱	目標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
1. 教育の支援 ① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の展開 ② 教育に係る経済的負担の軽減 ③ 生活困窮家庭やひとり親家庭等への学習支援	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	600人
	児童養護施設、里親の子どもの高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子どもの大学等進学率	32.1% (R4・R5)	45%
	地域住民の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	76% (R5)	100%
2. 生活の支援 ① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ② 子どもの生活支援 ③ 子どもの安心できる居場所づくり ④ 子どもの自立支援 ⑤ 住宅支援	こども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	29市町
	ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19市町 (R5)	29市町
	子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181か所 (R5)	350か所
3. 保護者に対する就労の支援 ① 相談・職業紹介 ② 資格・技術取得の支援 ③ 親の学び直しへの支援	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人案件数	150件 (R5)	250件
4. 経済的支援 ① 養育費の確保に関する支援 ② 手当の支給等による支援	養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備 ① 行政および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の充実と活用 ② 市町による計画策定や取組の充実促進 ③ 相談機能の充実 ④ 各種制度における広報の強化 ⑤ 父子家庭に対する支援の充実 ⑥ 社会の理解促進に向けた周知啓発	子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R6)	29市町
	こども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	29市町

「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）の概要

計画期間（第三期）

令和7年度～令和11年度（5年間）

計画のポイント

（１）市町の「子ども・子育て支援事業計画」をふまえて計画を策定

子ども・子育て支援法に基づき、市町及び県は、国が示す基本指針に即して、それぞれ5年を1期とする計画を定めるものとされています。各市町は、今後5年間の量の見込み（事業需要量）及び確保方策（事業供給量）を定めるなど、子ども・子育て支援事業の実施主体として、市町子ども・子育て支援事業計画を策定する一方、県は、市町計画等をふまえ、市町が市町計画に基づく取組を着実に実施できるよう支援するため、県子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

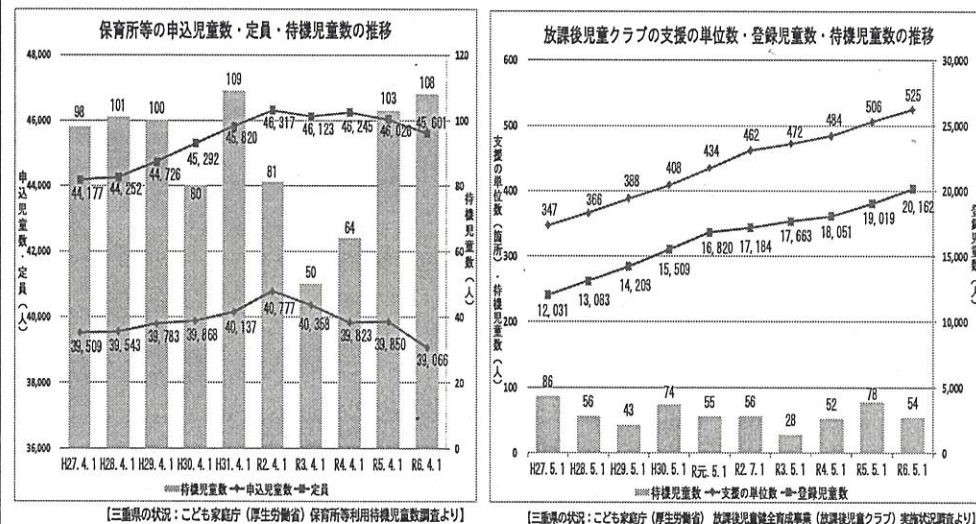
（２）法改正をふまえた「地域子ども・子育て支援事業」の促進

令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援に関する事業が創設・拡充されるとともに、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や妊婦・産後ケア等に関する事業が創設され、それぞれ地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。こうした新たな事業も加え、市町が地域の実情に応じ、着実に事業を実施できるよう支援します。

（３）保育人材の確保及び保育の質の向上に向けた取組の推進

保育所等では、保育士不足が主な要因となっており、毎年、待機児童が発生していることから、保育士等の確保を重要な課題と捉え、三重県保育士・保育所支援センターの活用及び人材バンク機能の強化により保育士等の確保に努めます。また、県内の一部の保育所等において不適切保育事案が発生しており、保育の質の確保・向上を図る必要があることから、各種研修の実施や臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーによるアウトリーチの相談支援等に取り組みます。

三重県における待機児童数等の状況



計画の体系

項目	取組内容
教育・保育に係る量の確保及び一体的な提供等	市町と連携し、教育・保育の受け皿確保を図り、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の円滑な接続に関する取組について推進します。
地域子ども・子育て支援事業の推進	市町が地域の実情に応じて定めた市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業が着実に実施することができるよう支援していきます。 なお、新たに創設された事業については、市町における実施状況をふまえて、必要な支援を行っていきます。
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	保育士等の確保については、三重県保育士・保育所支援センターを中心に据え、新たな保育人材の確保・保育士等の離職防止・潜在保育士の職場復帰に向けた取組を進めます。 放課後児童支援員等の確保についても、放課後児童支援員認定資格研修等を毎年複数回実施することで、支援員等の確保を進めていきます。 また、保育士等を対象にした人権保育研修や保育士等キャリアアップ研修等の各種研修を実施するとともに、放課後児童支援員等に対しても、資質向上研修を実施します。
教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	国の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」により、市町・事業者が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から報告される経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要情報を公表していきます。
専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施にあたっては、「健やか親子いきいきプランみえ」「三重県社会的養育推進計画」「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの計画に基づき、取組を進めます。
仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進	出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。

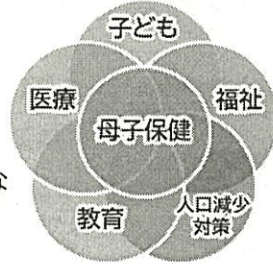
「健やか親子いきいきプランみえ(第3次)」(最終案)の概要

【基本理念】 子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重

計画策定の基本的な考え方

【策定の趣旨】

母子保健分野における取組の推進を図るとともに医療、福祉、教育などの各分野と相互連携し横断的な視点で取組を推進することで安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現する



【位置づけ】

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく計画

【計画期間】

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

取組の推進体制

「出産・育児まるっとサポートみえ」により取組を推進

県：市町における支援体制の整備に向けた土台づくり
市町：地域の実情に応じた方法で切れ目のない支援体制を整備

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制

<取組の推進に向けた5つの視点>

- 継続的な支援
妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを提供する
- ワンストップの支援
行政、医療機関、保育所等のネットワークにより妊産婦等の情報が市町の相談窓口を集約され、速やかに母子保健サービスをコーディネートできる
- 予防的支援
ポピュレーションアプローチの観点から、すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる
- 家族支援
母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する
- 児童福祉・教育との連携
児童福祉・教育との連携を通じて、妊産婦および子どもと子育て家庭に対する包括的な支援を切れ目なく提供する

重点課題と目標 5つの重点課題ごとにアウトカム(健康水準)・アウトカム(健康行動)・アウトプット指標を設定

【主な取組内容・指標】

重点課題① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診等の均てん化
- ・相談支援や産後ケア事業等の円滑な実施に向けた広域調整
- ・1か月児・5歳児健診の実施に向けた働きかけ
- ・妊産婦のメンタルヘルス対策
- ・不妊相談や不妊治療支援
- ・低出生体重児や多胎児妊産婦等への支援

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・乳児死亡率：減少↓
- ・幼児死亡率：減少↓
- ・むし歯のない3歳児の割合：95%(R17)
- ・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合：減少↓

重点課題② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・プレコンセプションケアを含む性や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及、ライフプラン教育の推進
- ・予期しない妊娠等に対する相談支援
- ・自殺対策、こころの問題への対応
- ・適切な生活習慣づくり

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・10代の人工妊娠中絶率：減少↓
- ・10代の性感染症報告数：減少↓
- ・いじめや暴力の心当たりなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合：100%(R9) 等

重点課題③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・こども家庭センターの設置支援、関係団体の連携促進
- ・男性の育児参画の推進
- ・予防のための子どもの死亡検証(CDR)
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・安全・安心に妊娠・出産・子育てができる環境づくり

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合：増加↑
- ・乳幼児の不慮の事故死亡率：0.0 等

重点課題④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ・乳幼児健診実施体制やフォロー体制の充実
- ・専門性の高い医療、福祉、教育が連携した発達支援
- ・医療的ケア児とその家族に対する支援
- ・難聴児の早期発見・早期療育の推進

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・日常の育児について相談相手のいる親の割合：100%
- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合：増加↑

重点課題⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・予期しない妊娠等に対する相談支援
- ・特定妊婦の早期把握
- ・児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知
- ・研修実施やアドバイザー派遣等による児童相談体制の強化

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・虐待による死亡件数：0件
- ・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合(再掲)：減少↓



『全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、
夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

- 子どもが権利（子どもの権利条約に定める「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」などさまざまな権利）の主体であることを常に念頭に置く。
- 県民が力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員する。
- 妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない支援を提供する。
- 虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図る。

県は、以下の取組を行うにあたっては、子どもに十分な説明を行い、その真意を聴き取り、その権利の擁護を図る。

① 母子保健、子育て、教育等との連携の一層の推進

- ② 市町との連携・協力による妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援体制の整備と児童虐待等に至る前の未然防止に向けた支援
- ③ 身近な地域での虐待対応力向上による兆候の早期発見と早期対応
＜緊急保護ステージ・社会的養護ステージ＞
- ④ 子どもの安全を最優先に考えた一時保護とアドミッションケア
- ⑤ 迅速、的確なアセスメントの実施による虐待の再発防止
- ⑥ 家庭養育優先の原則を基本とする様々な選択肢の用意と親子関係再構築に向け

＜自立支援ステージ＞

- ⑦ リーピングケアとアフターケアの充実
⑧ 子どもの生活の安定までの切れ間なく隙間のない支援
＜情報の収集・発信および調査・研究＞
⑨ 子どもの権利擁護と里親制度の理解を深めるための情報収集と発信
⑩ 人材の確保・育成や財源確保等の課題解決に向けた調査・研究

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

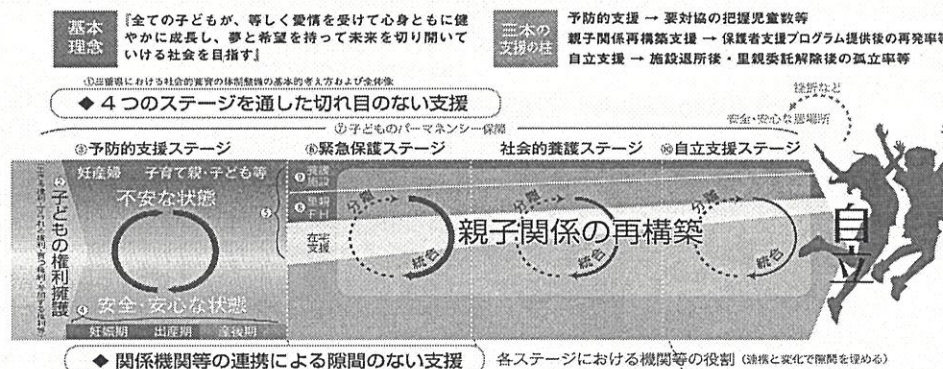
- 措置児童数、人口減少に伴い計画最終年度に435人を見込む。
- 親子分離をすることなく在宅で生活を継続するケースも増加しており、リスクが高まっていることから潜在的な需要率を約4割と見込む。
- 計画最終年度の代替養育を必要とする子ども数は、608人と見込む。

Year	措置児童数 (Actual)	潜在的な需要 (Forecast)
2020	540	-
2021	512	-
2022	505	-
2023	496	-
2024	485	293
2025	474	185
2026	464	185
2027	455	180
2028	445	177
2029	435	173

※学童期には、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームを含む。

- 計画期間 : 5年間(令和7年度～令和11年度)
- 計画の進捗管理: 三本の支援の柱(予防的支援・親子関係再構築支援・自立支援)に紐づく評価指標と関連指標のPDCAサイクルによる進捗管理

計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン

[illegible]

1 調査・研究の実施(5つの検討課題の解決に向けた取組の方向性の提示)

- | | | | | |
|---|----------------------------|----------------------------|-----------|--------|
| ①各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み
(潜在的な需要) | ②子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等 | ③子どもの自立のための支援(再チャレンジできる環境) | ④人材の確保と育成 | ⑤支援の確保 |
|---|----------------------------|----------------------------|-----------|--------|

- 毎年度、評価指標や関連指標の実績値の調査を実施
- 評価指標の実績値をもとにPDCAサイクルにより評価・分析（傾向的な分析を含む。）し、課題を抽出
- 専門家なども交えて課題解決に向けて検討

＜支援を行う際の課題＞

- 関係機関等の間の情報格差
 - 関係機関等が提供する支援のミスマッチ
 - 関係機関等の間の引継ぎ不足
- <課題解決に向けた取組>
- 市町と連帯して、保護者や子どもの情報が集積する関係機関の機能を発揮させ、
- (1) 関係機関等のネットワーク内の情報の共有化を図る。
 - (2) 共有情報をもとにコーディネートできる体制を整備する。
 - (3) 関係機関等の間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できる環境を整備する。

市町子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 「統括支援員」、「母子保健コーディネーター」の人材育成等
- 家庭支援事業等における里親、入所施設等の積極的な活用
- 児童家庭支援センターの相談機能の充実と保護者支援

2 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、必要な支援につなげるための相談窓口の設置など

3 一時保護改革に向けた取組

- 児童養護施設、乳児院等の空きスペースの活用
- 里親やファミリーホームの活用

4 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親等委託率の目標値
3歳未満60% 就学前60% 学童期以降40% 全年齢45%
- 目標達成後に国の策定要領に記載される目標値に移行
(乳幼児75% 学童期以降50%)

5 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組

- 児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化が完了
- 多機能化・機能転換には職員確保と育成が重要
- 緊急の一時保護の要請等に応えるための定員確保が必要
- 現状の定員の維持

6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 施設退所後または里親の措置解除後の子どもの実態把握
- 子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討
- 孤立して暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻れるアフターケアの環境整備
- 自立に向けて生き抜く力を育むリハビリングケアの環境整備

7 児童相談所の強化等に向けた取組

- 職員増員の継続と指導委託の推進など業務改善の取組
- 「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく人材の育成
- 警察をはじめ関係機関との連携・協力による質の高い児童相談体制の構築

8 障害児入所施設における支援

- 障害児入所施設の入所時点から退所後の地域生活への円滑な移行
を見据えた支援が適切に行われるよう関係機関と連携した体制づくり

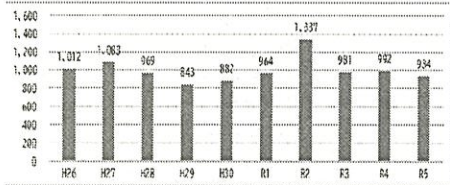
「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（最終案）の概要

計画の基本理念

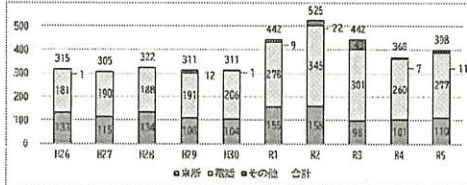
- ①女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題およびその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などのさまざまな支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ②困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関および民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ④個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。

現状と課題

○女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数

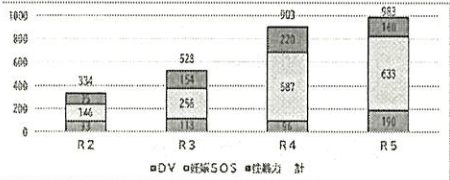


○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

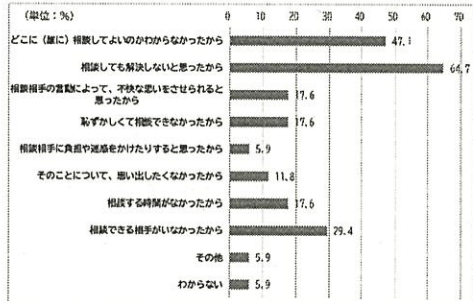


課題：DV相談件数は依然として高水準になっており、多くの被害者に支援が必要な状況です。

○SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績



○抱えている困難な問題について相談しなかった理由



課題：SNSによる相談を中心に若年層からの相談が増加していることから、若年女性にアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、公的機関だけでなく民間団体と連携しながら、若年女性への支援の充実を図る必要があります。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、従来の公的機関による相談窓口の周知とともに、身近なSNS相談などの周知広報に努める必要があります。

支援対象者

家庭の状況、地域社会との関係、性的な被害その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことを指します。
また、DV被害者支援においては、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた人を対象とします。

計画のポイント

- ①若年女性への包括的支援の推進
- ②安全・安心の確保と社会意識の啓発・教育

計画の体系と数値目標

めざすべき方向性	取組内容	指標	目標 (令和11年度)
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【教育・啓発】	男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進	困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	50%以下
	自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究	DV被害を受けた経験のある人の内、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	50%以下
	支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	52箇所以上
2 支援につながる相談窓口の整備 【相談支援】	関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり	SNS相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	1,400件以上
	女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実	女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置	
	個々の状況に応じた専門相談の実施	医療関係者、民生委員、NPOなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	10回以上
3 安全・安心が守られる保護の実施 【緊急対応】	安全・安心の確保と保護体制の充実	一時保護委託に係る委託契約施設数	15箇所以上
	同伴する子どもへの支援の充実		
	保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施		
4 困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】	官民協働による孤立させない若年女性への支援	女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	240人以上
	本人に寄り添った支援のための体制づくり		
	生活基盤を支えるための支援		
	居場所づくりの支援	一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	100%
	さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実		
5 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係機関との連携】	外国人、障がい者、高齢者、性自認が女性であるトランスジェンダーなどの当事者への対応		
	支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化	支援調整会議を設置している市町村（DV対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	29市町村
	困難女性への支援における関係機関の連携強化		
	市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進	困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町村数	29市町村
	関係機関・関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底	連携可能なNPOの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の発見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	10団体以上
	支援者の養成		

「第二期三重県地域福祉支援計画」（最終案）の概要①

第1章 計画策定の基本的な考え方

計画改定の趣旨

- (1) 経緯・位置づけ
 - 社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画
 - 各福祉分野の上位計画
 - 市町の地域福祉の推進を支援していくための計画
 - 福祉分野の計画だけではなくさまざまな分野の計画と連携
→第一期計画（令和2年3月策定）

- (2) 計画期間
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

2 支援を必要とする人等の状況

3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

4 第一期計画期間中の主な法改正

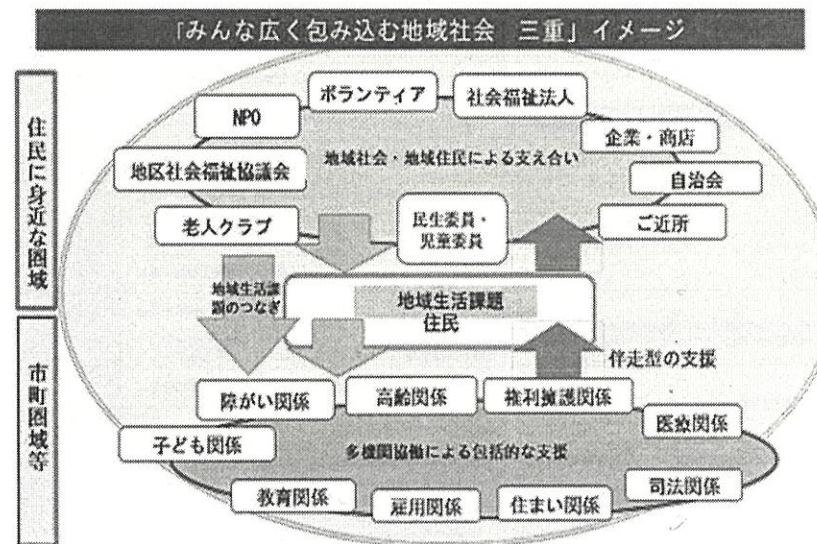
- ・重層的支援体制整備事業の創設
- ・孤独・孤立対策推進法の施行
- ・子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正（ヤングケアラー）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

5 第一期計画期間中の取組成果と課題

- ①地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）
 - ・多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数
8（R2）→14市町（R5）
 - ・主に小規模自治体において整備が進んでいない。
 - ・地域福祉計画の策定市町数 18（R2）→18市町（R5）
→市町の二一ズを丁寧に把握し、支援していく必要
- ②暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
 - ・高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実
 - ・生活上の課題全般に応じた支援を推進
→アウトリーチ（訪問型）支援等に引き続き取り組む必要
- ③地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）
 - 引き続き、福祉人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組む必要

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念



<4つの基本原則>

自己決定の尊重と意思決定の支援	本人に寄り添った支援
地域づくりに向けた取組の推進	持続可能な開発目標（SDGs）の達成

2 施策体系（推進項目）

- ① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）
- ② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- ③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

「第二期三重県地域福祉支援計画」（最終案）の概要②

第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第3章で示した理念のもと、令和11年度までの施策方向と施策の展開を次のとおりとし、県内の地域福祉の推進を図ります。

推進項目	1 地域における支え合い体制 (～包括的支援体制の整備～)	2 暮らしを支える取組の推進 (～日常の暮らしの継続～)	3 地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～)
施策の基本的な方向	地域共生社会の実現に向けて、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。	包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を着実に推進します。	公的支援をはじめとする各種サービスの充実に取り組みます。 人材の養成・安定的確保について、「三重県人材確保対策推進方針」に基づいた取組を推進していきます。
施策方向・施策展開	(1) 市町における包括的な支援体制づくりへの支援 ①相談支援包括化推進員の養成等の後方支援 ②社会福祉協議会の取組への支援と連携強化 ③地域におけるさまざまな主体との連携 ④相談・支援機関の連携推進 (2) 市町における地域福祉計画策定・推進への支援 (3) 地域における支援活動の推進 ①地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり ②地域住民による支援活動の推進 ③企業との連携による地域福祉活動の支援 (4) 災害時における要配慮者への支援体制の充実 ①地域における避難行動要支援者対策の促進 ②福祉避難所の確保 ③災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備 ④介護職員等の応援・受援体制の整備 ⑤災害時におけるボランティア活動の支援 (5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ①ユニバーサルデザインの意識づくり ②誰もが暮らしやすいまちづくり	(1) 高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進 (2) さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援 ①ひきこもり②自殺対策 ③再犯防止の取組の推進④認知症施策の推進 ⑤がん・難病患者⑥医療的ケア児・者 ⑦外国人住民⑧DV及び困難な問題を抱える女性 ⑨ヤングケアラー⑩人権課題 (3) 生活困窮者等への支援 ①生活困窮者自立支援の推進 ②子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 (4) 生活基盤の充実 ①就労機会の充実②住宅確保③移動の確保 (5) 権利擁護の推進 ①成年後見制度利用の促進 ②福祉サービスの利用援助 ③差別解消、虐待防止の取組の推進 ④消費者被害の防止・救済	(1) 福祉人材の確保 ①福祉人材の確保 ②若者等の参入促進 ③働きやすい福祉職場づくりへの支援 (2) 福祉サービスの質の向上 ①効果的な指導監督等の実施 ②社会福祉法人による公益的活動の促進 ③第三者評価の受審促進 ④苦情解決体制の充実 ⑤福祉人材の質の向上 (3) 福祉サービスの総合的提供方法のあり方 ①保健・医療との連携②共生型サービスの普及 (4) 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用 ①介護ロボットの導入支援 ②福祉分野におけるICT化の推進

第5章 計画に係る評価指標と推進体制

1 評価指標

本計画の基本理念等をふまえ、包括的な支援体制が県内に広がるよう次のとおり評価指標を設定します。

指標	現状値	令和11年度目標値
多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数	14市町	29市町 (令和8年度)
地域福祉計画策定市町数	18市町	29市町
包括的な支援体制の整備に向けた後方支援実施市町数	—	29市町 (累計値)

2 推進体制

「三重県地域福祉推進会議」において、定期的に評価・検証、着実な推進

事例集

県内市町、関係団体等が取組の参考としていただくため、14事例を掲載

「第二期三重県再犯防止推進計画」（最終案）の概要①

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1) 改定の経緯

- 平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- 平成29年12月 国の「再犯防止推進計画」策定
- 令和2年3月 「三重県再犯防止推進計画」策定（計画年度R2～6年度）
- 令和5年3月 国の「第二次再犯防止推進計画」策定

(2) 第一期計画に基づく検証

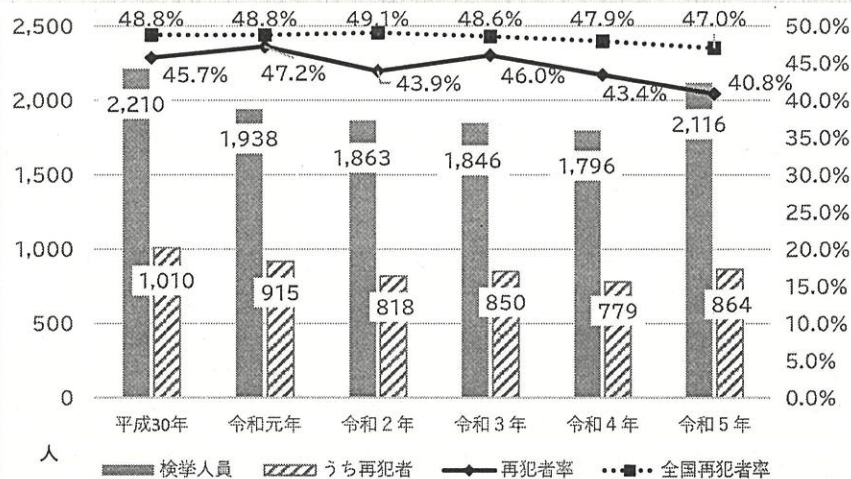
第一期計画では、以下のとおり重点課題を設定し、各種施策を実施

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および
犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

【目標値と現状】

令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数 808人→令和5年時点864人

三重県における刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率



（出典：三重県警察本部、法務省提供のデータに基づき作成）

【支援の現場から】

個々の課題の複雑化・複合化→犯罪に至った者一人ひとりに寄り添った支援が必要

(3) 国第二次再犯防止推進計画の概要

国の第二次再犯防止推進計画では、「地域による包摂の推進」を新たに重点課題として設け、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを掲げる

2 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」

「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」

3 計画の重点課題

第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画をふまえ、重点課題を次のとおり位置付けるものとします。

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施
- ④犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施
- ⑤犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑥民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑦国・市町・民間協力者等との連携強化

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

第2章 三重県の再犯防止を取り巻く状況

- ・保護観察終了時に無職である者の数の割合 令和5年 30.1%
- ・一時的に居場所を確保した者の数 令和5年 96人
- ・県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の割合 令和5年 23.8%
- ・三重県地域生活定着支援センターによる年度内支援終了件数 令和5年度 25件
- ・県内の薬物事犯者の検挙者と再犯者の割合
令和5年 92人うち再犯者49人（53.3%）
- ・県内保護司数および保護司充足率 令和5年 680人（89.0%）

「第二期三重県再犯防止推進計画」（最終案）の概要②

第3章 施策の展開

県の取組とあわせて国および民間協力者等の取組を記載し、刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組を示します。以下には、県の主な取組を示します。

1 就労・住居の確保

- ① 就労の確保
 - ・保護観察終了後の就労、職場定着支援の検討・実施
- ② 住居の確保
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進
 - ・福祉支援が必要な者等への居住先の支援
 - ・職親プロジェクト等と連携した住み込みで働くことができる雇用主の確保に向けた取組

4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

- ・性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
- ・依存症を抱え、犯罪に至った者への相談支援
- ・暴力団からの離脱支援、離脱者に対する社会復帰支援

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ① 高齢者または障がい者等への支援等
 - ・被疑者、被告人および刑務所出所者等への福祉サービス利用支援
 - ・国関係機関との事前調整および困難事例の共有
- ② 薬物依存をする者への支援等
 - ・薬物事犯者も含めた薬物依存者への治療や社会復帰への支援
 - ・矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣
 - ・薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養

5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

- ・矯正施設等での研修会の開催

6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

- ・保護司等の更生保護ボランティア等の確保に係る取組
- ・「社会を明るくする運動」など更生保護への理解を深めるための啓発活動

3 非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施

- ・匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に少年を加担させないための非行防止教室の開催
- ・スクールソーシャルワーカーと福祉等関係機関が連携した児童・生徒支援
- ・高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実
- ・学校と保護司や保護観察所等の連携した立ち直り支援
- ・課題を抱える少年院退所者の児童福祉、障がい者福祉、保護観察所等と連携した帰住先確保や福祉支援
- ・「学び直しへの支援事業」の実施

7 国・市町・民間協力者等との連携強化

- ・県地域生活定着推進センターの福祉的支援を通じた市町や福祉関係機関との連携、地域での処遇検討会等の参加
- ・地域における再犯防止の取組の推進を目的とした市町職員研修の実施
- ・市町の包括的な支援体制の整備に対する後方支援

第4章 評価指標と計画の推進体制

1 評価指標

【評価指標】 令和11年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合
 【目標値】 40%未満とする。
 【参考指標】 令和5年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合 40.8%

2 推進体制

「三重県再犯防止推進会議」
 国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成

「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）の概要①

ひきこもり支援に係る現状の課題

- ① ひきこもりについての理解促進 ② 支援機関の周知 ③ 支援や社会資源の充実
④ 広域連携的な視点と包括的な視点を持った支援の推進 ⑤ 県の後方支援の充実

計画期間

令和7年度から令和11年度

第二期計画の支援対象者

- ◇ ひきこもり状態にある方
- ◇ 家族
- ◇ 支援者

何らかの生きづらさを抱え、
家族を含む他者との交流が
限定的または希薄な状態

ひきこもりを
定義しない

ひきこもりの
期間を問わない

三重県における「広義のひきこもり」推計値

こども・若者の意識と生活に関する調査(R4 内閣府) における出現率から推計

年齢層	県の人口	出現率	推計値
15歳以上39歳以下	399,517人	2.05%	8,190人
40歳以上64歳以下	570,432人	2.02%	11,523人

約2万人 合計 19,713人

将来のめざす 社会像

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会

5年後の目標(めざす姿)

ひきこもりは誰にでも起こりうるものであり、ひきこもり状態になったとしても、早期に支援につながるができるよう、安心して訪れることができる居場所等の社会資源を確保することにより、十分な支援体制が整備されています。

計画全体の目標

目 標 項 目	現状値	目標値
ひきこもり当事者のための居場所数	45か所	60か所
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	80%

「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）の概要②

重視すべき視点	施策展開と取組方向	
ひきこもりについての正しい理解	① 情報発信・普及啓発	ひきこもりについての正しい理解の促進【新】支援機関の周知促進 等
課題解決型支援と伴走型支援	② 家族支援	家族に寄り添った相談支援 家族支援の充実【新】家族交流会の拡充
アウトリーチ支援	③ 当事者支援	当事者に寄り添った相談支援 アウトリーチ支援の充実【新】当事者交流会
	④ 相談支援体制の充実	支援につながるための窓口の多様化【新】ピアサポートセンター開設 包括的な支援体制の構築 等
DXの推進	⑤ 社会参加・活躍支援	社会との接点を持つ機会の提供【新】市町等と連携した居場所づくり 段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり
専門的支援と後方支援	⑥ 支援者支援 新	相談支援、連携体制の充実に向けた支援 専門性を生かした支援【新】多職種連携チームの市町等支援 等
	⑦ 多様な担い手の育成・確保	ひきこもり支援に関わる方等への理解促進【新】ピアサポーターの養成

